

大阪市地域防災アクションプラン策定チーム設置要綱

(設置)

第1条 「大阪市地域防災計画」に基づき、市内において想定されるあらゆる災害リスクに対し、その減災目標、個別施策、個別施策目標等を定めた、「大阪市地域防災アクションプラン」の策定、及びその全庁的な推進、進捗状況の管理を行うことを目的として、「大阪市地域防災アクションプラン策定チーム（以下「策定チーム」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「大阪市地域防災計画」に基づく、「大阪市地域防災アクションプラン」の策定に関すること。
- (2) 「大阪市地域防災アクションプラン」の全庁的な推進及び、その進捗管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

(組織)

第3条 策定チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 リーダーは、第2条に掲げる事務を総括するとともに、策定チームの会議を招集し、会議の事務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第5条 リーダーが必要と認めるときは、特定の課題について策定チームに分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、リーダーが指名するメンバーで組織する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に分科会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定チームの庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定チームの運営に関して必要な事項はリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。

(別表)

| 大阪市地域防災アクションプラン策定チームメンバー | | | | |
|--------------------------|---------|----------|--------|--------|
| リーダー | 副市長 | | | |
| サブリーダー | 危機管理監 | | | |
| メンバー | ※1 | ※2 | ※3 | |
| | 副首都推進局長 | デジタル統括室長 | 都市交通局長 | 政策企画室長 |
| | 経済戦略局長 | 中央卸売市場長 | 総務局長 | 市民局長 |
| | 財政局長 | 契約管財局長 | 計画調整局長 | 福祉局長 |
| | 健康局長 | こども青少年局長 | 環境局長 | 都市整備局長 |
| | 建設局長 | 大阪港湾局長 | 消防局長 | 水道局長 |
| | 教育長 | | | |

※1 区長会議(くらし・安全・防災部会)の部会長

※2 区長会議(くらし・安全・防災部会)の危機管理室担当区長

※3 区長会議(くらし・安全・防災部会)設置「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループリーダー